目次 平成二十一年法律第九十七号 肝炎対策基本法

第一章 総則 (第一条—第八条

肝炎対策基本指針(第九条・第十条)

基本的施策

第一節 肝炎の予防及び早期発見の推進(第十一条・第十二条)

第二節 肝炎医療の均てん化の促進等 (第十三条—第十七条)

研究の推進等 (第十八条)

第四章 肝炎対策推進協議会(第十九条・第二十条)

国内最大の感染症となっている。 今日、我が国には、肝炎ウイルスに感染し、 あるいは肝炎に罹患した者が多数存在し、 肝炎が

疾病に進行するおそれがあることから、これらの者にとって、将来への不安は計り知れないもの肝炎は、適切な治療を行わないまま放置すると慢性化し、肝硬変、肝がんといったより重篤な

課題が多く、さらには、肝炎ウイルスや肝炎に対する正しい理解が、国民すべてに定着している開かれてきたが、他方で、現在においても、早期発見や医療へのアクセスにはいまだ解決すべき とは言えない。 戦後の医療の進歩、医学的知見の積重ね、 科学技術の進展により、肝炎の克服に向けた道筋が

くことが求められている。 者に対する良質かつ適切な医療の提供を確保するなど、肝炎の克服に向けた取組を一層進めていてのような現状において、肝炎ウイルスの感染者及び肝炎患者の人権を尊重しつつ、これらの の感染被害を出した予防接種禍事件では、最終の司法判断において国の責任が確定している。 ことについて国が責任を認め、集団予防接種の際の注射器の連続使用によってB型肝炎ウイルス 薬害肝炎事件では、感染被害者の方々に甚大な被害が生じ、その被害の拡大を防止し得なかった 液凝固因子製剤にC型肝炎ウイルスが混入することによって不特定多数の者に感染被害を出した たらされ、又はその原因が解明されていなかったことによりもたらされたものがある。特定の血B型肝炎及びC型肝炎に係るウイルスへの感染については、国の責めに帰すべき事由によりも 2

に推進するため、この法律を制定する。 ここに、肝炎対策に係る施策について、 その基本理念を明らかにするとともに、これを総合的

章 総則

第一条 この法律は、肝炎対策に関し、基本理念を定め、国、 び医師等の責務を明らかにし、並びに肝炎対策の推進に関する指針の策定について定めるととも 肝炎対策の基本となる事項を定めることにより、 肝炎対策を総合的に推進することを目的と 地方公共団体、医療保険者、 国民及

(基本理念)

一 肝炎に関する専門的、学際的又は総合的な研究を推進するとともに、肝炎の予防、第二条 肝炎対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。 療等に係る技術の向上その他の研究等の成果を普及し、活用し、及び発展させること。 何人もその居住する地域にかかわらず等しく肝炎に係る検査(以下「肝炎検査」という。) 診断、 治

5

4

を受けることができるようにすること ようにすること。 かかわらず等しく適切な肝炎に係る医療(以下「肝炎医療」という。) を受けることができる 肝炎ウイルスの感染者及び肝炎患者(以下「肝炎患者等」という。) がその居住する地域に 6

ることを理由に差別されないように配慮するものとすること。 前三号に係る施策を実施するに当たっては、肝炎患者等の人権が尊重され、 肝炎患者等であ

第三条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。) にのっとり、 合的に策定し、及び実施する責務を有する。 肝炎対策を総

(地方公共団体の責務)

域の特性に応じた施策を策定し、 地方公共団体は、基本理念にのっとり、肝炎対策に関し、 及び実施する責務を有する。 国との連携を図りつつ、

(医療保険者の責務)

第五条 者をいう。)は、国及び地方公共団体が講ずる肝炎の予防に関する啓発及び知識の普及、 査に関する普及啓発等の施策に協力するよう努めなければならない。 医療保険者(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七条第七項に規定する医療保険 肝炎検

(国民の責務)

別されないように配慮するとともに、肝炎の予防に必要な注意を払うよう努め、必要に応じ、肝第六条 国民は、肝炎に関する正しい知識を持ち、肝炎患者等が肝炎患者等であることを理由に差 炎検査を受けるよう努めなければならない。 別されないように配慮するとともに、肝炎の予防に必要な注意を払うよう努め、必要に応じ、

(医師等の責務)

第七条 医師その他の医療関係者は、国及び地方公共団体が講ずる肝炎対策に協力し、肝炎の予防 肝炎医療を行うよう努めなければならない。 に寄与するよう努めるとともに、 肝炎患者等の置かれている状況を深く認識し、良質かつ適切な

(法制上の措置等)

第八条 政府は、肝炎対策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなけ ればならない。

第二章 肝炎対策基本指針

(肝炎対策基本指針の策定等)

第九条 厚生労働大臣は、肝炎対策の総合的な推進を図るため、肝炎対策の推進に関する基本的な 指針(以下「肝炎対策基本指針」という。)を策定しなければならない

肝炎対策基本指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向

肝炎の予防のための施策に関する事項

三 肝炎検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

肝炎医療を提供する体制の確保に関する事項

肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成に関する事項

七六五四 肝炎に関する調査及び研究に関する事項

肝炎医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項

肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に関する事項

その他肝炎対策の推進に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、肝炎対策基本指針を策定しようとするときは、あらかじめ、 関係行政機関の

長に協議するとともに、肝炎対策推進協議会の意見を聴くものとする。

用その他適切な方法により公表しなければならない。 厚生労働大臣は、肝炎対策基本指針を策定したときは、 遅滞なく、 これをインター ネットの利

は、これを変更しなければならない。 踏まえ、少なくとも五年ごとに、肝炎対策基本指針に検討を加え、必要があると認めるときに 厚生労働大臣は、肝炎医療に関する状況の変化を勘案し、及び肝炎対策の効果に関する評価を

第三項及び第四項の規定は、肝炎対策基本指針の変更について準用する。

機関の所管に係るものの実施について、必要な要請をすることができる。指針の策定のための資料の提出又は肝炎対策基本指針において定められた施策であって当該行政 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対して、肝炎対策基本

第一節 肝炎の予防及び早期発見の推進

(肝炎の予防の推進)

推進のために必要な施策を講ずるものとする。 国及び地方公共団体は、肝炎の予防に関する啓発及び知識の普及その他の肝炎の予防の

(肝炎検査の質の向上等)

第十二条 国及び地方公共団体は、肝炎の早期発見に資するよう、肝炎検査の方法等の検討、 査の質の向上等を図るために必要な施策を講ずるとともに、肝炎検査の受検率の向上に資するよ検査の事業評価の実施、肝炎検査に携わる医療従事者に対する研修の機会の確保その他の肝炎検 肝炎検査に関する普及啓発その他必要な施策を講ずるものとする。 肝炎

第二節 肝炎医療の均てん化の促進等

(専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成)

の肝炎医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成を図るために第十三条 国及び地方公共団体は、インターフェロン治療等の抗ウイルス療法、肝庇護療法その他 必要な施策を講ずるものとする。

応じた適切な肝炎医療を受けることができるよう、専門的な肝炎医療の提供等を行う医療機関の第十四条 国及び地方公共団体は、肝炎患者等がその居住する地域にかかわらず等しくその状態に 整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

その他の医療機関の間における連携協力体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとす国及び地方公共団体は、肝炎患者等に対し適切な肝炎医療が提供されるよう、前項の医療機関

(肝炎患者の療養に係る経済的支援)

第十五条 国及び地方公共団体は、肝炎患者が必要に応じ適切な肝炎医療を受けることができるよ 肝炎患者に係る経済的な負担を軽減するために必要な施策を講ずるものとする。

(肝炎医療を受ける機会の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、肝炎患者が肝炎医療を受けるに当たって入院、通院等に支障が 炎患者の療養生活の質の維持向上のために必要な施策を講ずるものとする。 事者に対する肝炎患者の療養生活の質の維持向上に関する研修の機会を確保することその他の肝その他の肝炎患者が肝炎医療を受ける機会の確保のために必要な施策を講ずるとともに、医療従 ないよう医療機関、肝炎患者を雇用する者その他の関係する者間の連携協力体制を確保すること

(肝炎医療に関する情報の収集提供体制の整備等)

第十七条 国及び地方公共団体は、肝炎医療に関する情報の収集及び提供を行う体制を整備するた 支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。 めに必要な施策を講ずるとともに、肝炎患者等、その家族及びこれらの者の関係者に対する相談

第三節 研究の推進等

第十八条 国及び地方公共団体は、革新的な肝炎の予防、診断及び治療に関する方法の開発その他 にその成果が活用されるよう必要な施策を講ずるものとする。 の肝炎の罹患率及び肝炎に起因する死亡率の低下に資する事項についての研究が促進され、 並び

2 五年法律第百四十五号)の規定による製造販売の承認に資するようその治験が迅速かつ確実に行 国及び地方公共団体は、肝炎医療を行う上で特に必要性が高い医薬品、医療機器及び再生医療 のために必要な施策を講ずるものとする れ、並びに肝炎医療に係る標準的な治療方法の開発に係る臨床研究が円滑に行われる環境の整 医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

2

第四章 肝炎対策推進協議会

第十九条 厚生労働省に、肝炎対策基本指針に関し、第九条第三項(同条第六項において準用する 場合を含む。)に規定する事項を処理するため、 を置く。 肝炎対策推進協議会(以下「協議会」という。)

第二十条 協議会は、委員二十人以内で組織する。

に学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。 協議会の委員は、肝炎患者等及びその家族又は遺族を代表する者、 肝炎医療に従事する者並

協議会の委員は、非常勤とする。

3

前三項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、 政令で定める。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年一月一日から施行する。

(肝硬変及び肝がんに関する施策の実施等)

第二条 国及び地方公共団体は、肝硬変及び肝がんに関し、その治療を行う上で特に必要性が高 のために必要な施策を講ずるものとする。 れ、並びに新たな治療方法の研究開発の促進その他治療水準の向上が図られるための環境の整備 確保等に関する法律の規定による製造販売の承認に資するようその治験が迅速かつ確実に行わ 医薬品、医療機器及び再生医療等製品の早期の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性

対する医療に関する状況を勘案し、今後必要に応じ、検討が加えられるものとする。 肝炎から進行した肝硬変及び肝がんの患者に対する支援の在り方については、これらの患者に

(平成二五年一一月二七日法律第八四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施 行する。ただし、 (処分等の効力) 附則第六十四条、第六十六条及び第百二条の規定は、 公布の日から施行する。

第百条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条にお いて同じ。)の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの法律 規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれ 法律の相当の規定によってしたものとみなす。

(政令への委任)

第百二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置 経過措置を含む。)は、政令で定める。 (罰則に関する

附 則 (平成二五年一二月一三日法律第一〇三号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施 行する。 ただし、 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日 附則第十七条の規定 薬事法等の一部を改正する法律 (平成二十五年法律第八十四号)